

福岡県で自転車を利用する皆さまへ

大切な命を守るために、 **ヘルメット**を着用しましょう。

なぜヘルメットが 必要なの？

1. 自転車事故で亡くなられた方の
約半数が**頭部致命傷**

2. ヘルメット非着用時は
頭部への衝撃が**約3倍**

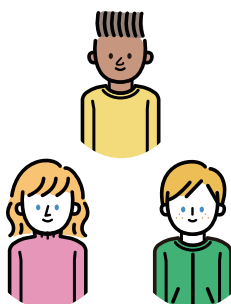
3. ヘルメットは命を守る
ための重要な**安全装備**



自分に合ったものを



国籍を問わず



大人もこどもも



自転車利用時のヘルメット着用は
法律で**努力義務**となっています！

詳しい情報は裏面へ▶

知っていますか？

自転車の主な交通ルール(自転車安全利用五則)

- 1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止 ※酒気帯び運転(基準値以上)、酒酔い運転は、道路交通法上の罰則の対象となります。
- 5 ヘルメットを着用

ヘルメットの選び方

- ・頭のサイズに合ったもの
- ・安全基準を満たしたもの
(SGマーク・JCFマーク等)



正しい着用方法

- ① 水平に着用
- ② 眉毛の上まで
- ③ あごひも調整



自転車も車両です。交通ルールを守りましょう。

自転車事故防止のため、一定の交通違反に

「交通反則通告制度(青切符)」が導入されています。(令和8年4月1日から)

●対象者:16歳以上の自転車に乗るすべての人

●違反行為の例:進入禁止、指定場所一時不停止、ながらスマホ、傘さし運転等



違反例:ながらスマホ

自転車保険(自転車損害賠償保険等)に加入していますか？



県の条例で、自転車保険への加入が義務化されています！

あなたと被害者を守るため、万が一事故を起こしてしまった時に備えて自転車保険に加入しましょう！

詳しい情報はこちら

自転車の交通安全



自転車保険



ヘルメット着用について



交通事故をなくす福岡県県民運動本部
(福岡県・福岡県警察・市町村・(一財)福岡県交通安全協会ほか)

